

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
当日の翌日)

## 目次

### ◇規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### ◇告示

農業災害補償法による市町村の共済事業の認可  
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可すべき皆伐面積の限度

## 規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十八年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第四十五号）の施行期日は、昭和四十八年十二月一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

面影第六 九、五九〇円

を

福 面

影第六 九、五九〇円

守第六 一〇、三七〇円

に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 鳥取県告示第九百六十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第八十五条の三第一項の規定に基づき、市町村の共済事業を認可したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市町村名	共済事業の実施区域	移譲の申出を行った農業共済組合の名称
日吉津村	日吉津村の全区域	日吉津村農業共済組合

## 鳥取県告示第九百六十二号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和四十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十八年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	場所 同一の単位とされる保安林の所在	市郡名	町村名	大字名	字名	皆伐面積 の限度 (ヘクタール)	単位区域名
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を 除く地域	八頭	若	桜		一六五四・三六	八頭地区
土砂流出防備保安林			智	頭		七・〇三	若 桜
			船	岡		五・六八	智 頭
			用	瀬		〇・四八	船 岡
			佐	治		五・九七	用 瀬
干害防備保安林			船	岡		〇・〇三	佐 治
				殿	喜才谷山	〇・三八	喜才谷山
					明見谷東平	〇・四六	明見谷東平
				水口	池ノ内下平	〇・九二	池ノ内下平
				赤波		一・六〇	赤 波
水源かん養保安林		鳥取	八頭	河原・郡家		八八〇・八二	鳥取地区
		岩美	八頭	河原		一・八〇	河 原
		岩美	郡	家		七・〇四	郡 家
		岩美	美	美		八六・八八	岩 美
		福	府	府		四・〇〇	国 府
		鳥取	部	部		〇・三〇	福 部
		鳥取	高	高		四六・五七	鳥 取
		鹿	野	野		一・〇八	鹿 野
		青	谷	谷		五八・〇〇	鹿 野
		青	谷	谷		九・二七	青 谷

